

# 容器包装 リサイクルの義務 果たしていますか？

～容器包装リサイクル法の再商品化義務履行について～

容器包装リサイクル法？  
事業者のリサイクルの義務？？  
義務を果たすための手続き？？？  
罰則もあるのか！？！？



# 容器包装リサイクルとは？

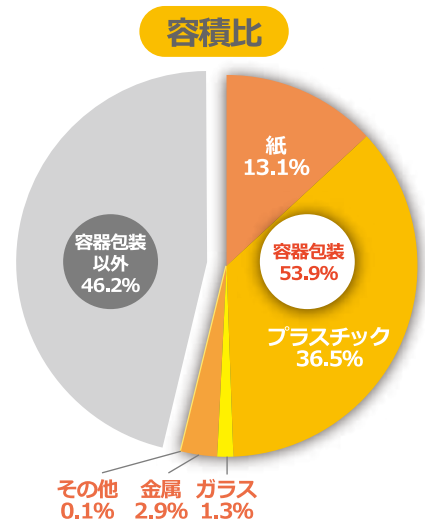
## 目的・背景

わが国における家庭から排出されるごみ(生活系ごみ)は年間 2,949 万トン(平成 24 年度)であり、そのうち、「容器包装廃棄物」は容積比で 50%以上、湿重量比で約 25%の割合を占めています。

家庭ごみの処理は市町村が責任を負っていますが、法制定当時、経済成長や国民生活の向上等に伴い家庭ごみは増加の一途を辿っており、そのままでは最終処分場があふれ、ごみ処理に支障が生じるおそれがありました。

そこで、家庭ごみの太宗を占める容器包装ごみについて、消費者・市町村・事業者の役割分担のもとでリサイクルを促進することで市町村のごみ処理を円滑に進め、最終処分場の延命化による廃棄物の適正な処理を確保し、リサイクルによる資源の有効な利用の確保を図り、快適な生活環境と健全な経済発展を維持していくための法律として、平成 7 年 6 月に「容器包装リサイクル法※」が公布され、平成 12 年 4 月から完全施行されました。

※ 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律



出典：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査(平成 24 年度)【環境省】

## 消費者・市町村・事業者の役割

容器包装リサイクル法では、消費者、市町村、事業者のそれぞれに対し、容器包装リサイクルを促進するための追加的な役割を果たすことが求められています。

### 消費者 ⇒ 「分別排出」

消費者は、市町村の定めた分別ルールに従い、容器包装ごみを分別して排出するよう努めることが求められます。

### 市町村 ⇒ 「分別収集」

市町村は、分別ルールを定めて地域住民(消費者)に周知し、容器包装ごみを分別収集して再商品化(リサイクル)しやすい状態とすることが求められます。

### 事業者 ⇒ 「再商品化(リサイクル)」

事業者(容器を利用・製造・輸入する事業者、包装を利用する事業者)は、市町村が分別収集した容器包装ごみを引取り、再商品化(リサイクル)することが求められます。

再商品化(リサイクル)の義務は、容器包装リサイクル法において国の指定を受けた『指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)』にリサイクルを委託することにより果たすことができます。

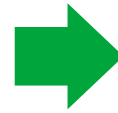
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、協会という)は、事業者からの委託を受けて、市町村が収集した容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)の業務を代行する法人です。



# 容器包装リサイクル法における 事業者の義務

## 再商品化義務対象となる 容器包装

再商品化義務の対象となる容器包装は、  
ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4つです。

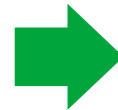


P.4  
§  
P.5

## 再商品化義務

再商品化義務対象となる容器を利用・製造・輸入する事業者および包装を利用する事業者は、それらの容器包装を再商品化する義務があります。

※再商品化義務対象となる容器を利用・製造・輸入する事業者および包装を利用する事業者は、その容器包装の量や再商品化に関する委託契約情報などをまとめた帳簿を作成し、5年間保管する義務を負います。



P.6  
§  
P.11

## 排出抑制の促進の義務

指定された小売業に属する事業者は、容器包装の使用の合理化を図り排出抑制を促進するための取組みを行うことが義務付けられています。該当する事業者のうち、容器包装を年間50トン以上利用した事業者は、事業所管省庁に対して容器包装の使用量や排出抑制の取組の状況を定期的に報告しなければなりません。



P.12  
§  
P.13

## 義務を果たさない場合の 罰則

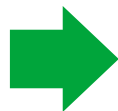
事業者が義務を果たさない場合には、  
企業名の公表や、罰金が科されることがあります。



P.14

## その他関連法による 事業者の義務（識別表示）

資源有効利用促進法※では、消費者による容器包装の分別排出を容易にし、市町村の容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、事業者に対して識別表示義務を定めています。



P.15

※ 正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

# 再商品化義務の 対象となる容器包装

容器包装リサイクル法における容器包装とは、商品の容器および包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいいます。このうち、再商品化義務対象となるのは、以下の素材の容器包装です。

## 素材

※複数素材からなる容器包装の場合は、容器包装を構成する素材のうち最も重いもの（重量ベースで最も比率が高いもの）に分類します。

### ガラスびん

無色、茶色、  
その他の色のガラス製容器など



### 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、  
材料にアルミ箔が使用されている  
飲料用パックなど



### PET ボトル

飲料・酒類・特定調味料(\*)に  
用いる PET ボトル  
※醤油・しょうゆ加工品・食酢など



### プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、  
プラスチック容器、  
発泡スチロールトレイ、スーパー  
のレジ袋など



## 判断目安

※平成 18 年の容器包装リサイクル法の改正に伴い「容器包装」の定義が変更され、商品の容器及び包装自体が有償である場合も「容器包装」に含まれることになりました。有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当します。

## 容器の例

- お菓子や玩具の空き箱
- 靴や家電製品の空き箱
- ポケットティッシュの袋
- 口紅やスティック糊の入れもの
- 飲料や納豆などのマルチパック
- たばこなどのオーバーラップ
- スーパー等が販売時に出すレジ袋紙袋(有料を含む)
- デパート等が販売時に出す贈答用の箱(有料を含む)
- トイレットペーパーなどの集積包装
- カップ麺のシュリンクパック
- 飲料パックのストローの袋
- 弁当の割り箸の袋…など

### 商品の保護または固定のために容器の一部として使用されるもの

- 容器の栓・ふた（カップ麺のふた・プリンのかぶり）
- キャップ（エアゾール缶のオーバーキャップ）
- シャンプーなどに付属するポンプや引き金式のノズル
- 中ふた（液状の化粧品ボトルの中ふた）
- 容器の口のシール  
（チューブ入りの調味料の口のシールなど）
- 部品用の型枠
- クレヨンケースの中敷
- 発泡スチロール製の緩衝材
- 商品を包む柔らかいシート状およびネット状のもの
- パックに入ったイチゴの表層面やバター表面を覆ったフィルムなど、ふたに準ずるもの
- ワイシャツの形を保つための台紙

## 包装の例

- デパートなどの包装紙（有料を含む）
- 生鮮食品のトレイなどを包むラップフィルム
- ハンバーガー・キャラメルなどを包む紙・フィルム
- コンビニで販売する弁当を包む  
ストレッチフィルム…など
- 書籍販売時に包装するカバー（有料を含む）

※商品全体を包むのに必要な最低面積の 1 / 2 を超えるものが対象です。



# 再商品化義務の 対象外となる容器包装

## 素材

スチール缶、アルミ缶、段ボール、紙パックは容器包装ですが、市町村が集めた段階で有価物として取引されるので、再商品化義務の対象とはなりません。



スチール缶



アルミ缶



段ボール



紙パック

## 判断目安

### 対象外 1

中身が「商品」でない場合

- 手紙やダイレクトメールを入れる封筒
- 景品を入れた紙袋や箱  
(表示等により明確に通常の商品と分けられるもの)
- 家庭で付した容器や包装など



### 対象外 2

「商品」でなく  
「役務の提供」に使った場合

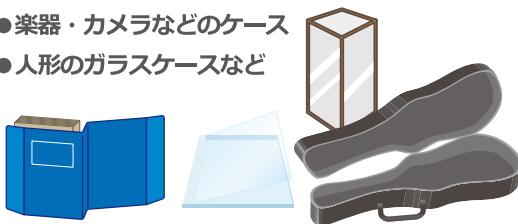
- クリーニングの袋
- 宅配便の容器、または  
包装 (通信販売において  
使用される容器または  
包装は該当) など



### 対象外 3

中身と分離した際に  
不要にならないものや  
商品の一部であるもの

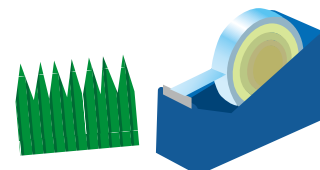
- CDのケース
- 書籍の外カバー (購入時に付されるカバーは除く)
- 楽器・カメラなどのケース
- 人形のガラスケースなど



### 対象外 4

「物を入れ、又は包むもの」  
と解されないもの

- ラベル・ステッカー・シール・テープ類  
(ふたの役割をしているものは除く)
- にぎり寿司の中仕切りなど



# 再商品化義務の有無に係る 判定チャート

下記のフローチャートで、貴社の再商品化義務の有無をご確認ください。

**Q1** 次のいずれかの事業に携わっていますか？  
 1) 容器・包装を利用して製品を製造している事業者    2) 容器を製造している事業者    3) 小売・卸売業者  
 4) 容器および容器包装を付した商品の輸入業者    5) 学校法人、宗教法人、テイクアウトができる飲食店等

No

Yes

**Q2** 容器・包装は、商品や商品の付属品を入れたり包んだりするものですか？

No

Yes

**Q3** 容器・包装は、中身と分離すると不要になり、捨てられるものですか？

No

Yes

**Q4** 売上高が最も大きな事業は次のA・Bのうちどちらに該当しますか？（注）

A 製造業等  
(B以外:農林漁業、製造業、組合、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、私立学校法上の法人及び宗教法人等)

B 商業・サービス業  
(卸売業、小売業、輸入業、飲食店、サービス業)

A B

**Q5** 常時使用する従業員 21 人以上、または年間総売上 2 億 4,000 万円超ですか？（注）

Yes

**Q5** 常時使用する従業員 6 人以上、または年間総売上 7,000 万円超ですか？（注）

Yes

No

Yes

**Q6** 容器・包装は、以下のいずれかの素材からできていますか？  
 1) ガラス製    2) PET 製    3) 紙製    4) プラスチック製    5) これらを利用した複合素材

No

Yes

**Q7** 容器・包装のうち、最終的に家庭からごみとして排出されるものはありますか？

No

Yes

**Q8** 容器の利用・製造・輸入および包装の利用について「委託・受託」の関係を結んでいますか？  
※詳細は P7 の判断基準を参照して下さい。

Yes

**Q9** 「委託・受託」関係において、容器・包装の素材や構造を実質的に貴社が決められていますか？  
※詳細は P7 の判断基準を参照して下さい。

No

No

Yes

**再商品化の義務が生じます**

再商品化の義務はありません

ただし、帳簿記載義務の可能性があります。

# 判定チャートの補足説明

(注)「業種」・「売上高」・「常時使用する従業員の数」の考え方は以下のとおりです。

- ①製造業等と、商業・サービス業の双方を事業として営んでいる場合、売上高が最も大きな事業の業種が該当業種となります。
- ②「売上高」・「常時使用する従業員の数」は事業ごとにわけて考えるのではなく、事業全体で考えて下さい。
- ③「売上高」・「常時使用する従業員の数」どちらか一方でも範囲を超えている場合は、小規模事業者ではなく、対象事業者となります。

「常時使用する従業員の数」には、一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「雇用の予告を必要としない者」を指します。

- ① 日々雇い入れられる者（ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ② 2か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ③ 季節的に4か月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- ④ 試用期間中の者（ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く）

## 委託・受託関係の場合の判断基準 (Q8、Q9)

### 利用についての委託

1. 容器への充填や包装のみを委託する場合《充填委託》	<p>容器(包装)の購入 商品販売</p> <p>容器(包装)メーカー → A → 販売先</p> <p>容器(包装)の供給・充填指示 ↓ ↑ 成果物引渡</p> <p>B</p> <p>Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、実質的に容器包装を決め、用いた者はつねにAとなるため、Aが義務を負う。</p>
2. 商品および容器包装の調達・充填を委託する場合《サプライチェーン・フレキシブル調達》	<p>商品販売 販売先</p> <p>商品(中身)および容器包装の調達・充填指示 ↓ ↑ 成果物引渡</p> <p>容器(包装)メーカー → B → 販売先</p> <p>容器(包装)の購入</p> <p>実質的に容器包装を決め、用いた者はABいずれの場合もあり得る。この場合Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが義務を負う。</p>
3. 商品や容器包装の調達・充填および販売を委託する場合《販売委託》	<p>商品(中身)および容器包装の調達・充填・(充填後の)販売指示 ↓ ↑ 成果物引渡</p> <p>容器(包装)メーカー → B → 販売先</p> <p>容器(包装)の購入 商品販売</p> <p>実質的に容器包装を決め、用いた者はABいずれの場合もあり得る。この場合Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが義務を負う。</p>
4. 容器包装の付された商品の輸入を委託する場合《輸入委託》	<p>商品販売 販売先</p> <p>輸入の指示 ↓ ↑ 商品引渡</p> <p>海外メーカー → B → 販売先</p> <p>容器(包装)の付された商品の購入</p> <p>実質的に容器包装を決め、用いた者はABいずれの場合もあり得る。この場合Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが義務を負う。</p>

### 製造等についての委託

1. 委託者であるAが利用事業者として義務を負わない場合	<p>▼製造の例</p> <p>容器販売 販売先</p> <p>容器の製造指示 ↓ ↑ 容器引渡</p> <p>海外容器メーカー → B → 販売先</p> <p>容器の輸入</p> <p>実質的に容器を決め、製造等した者はABいずれの場合もあり得る。この場合Aが容器の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが義務を負う。</p>
2. 委託者であるAが利用事業者として義務を負う場合	<p>▼製造の例</p> <p>商品販売 販売先</p> <p>容器の製造指示 ↓ ↑ 容器引渡</p> <p>海外容器メーカー → B → 販売先</p> <p>容器の輸入</p> <p>▼輸入の例</p> <p>商品販売 販売先</p> <p>輸入の指示 ↓ ↑ 容器引渡</p> <p>海外容器メーカー → B → 販売先</p> <p>容器の輸入</p> <p>委託者Aが利用事業者として義務を負う場合は、Aからの指示の有無・程度などを問わず、容器の製造を受託した者（この場合はB）はつねに製造等事業者として義務を負う。</p>

# 再商品化の方法

## 再商品化の方法（3つのルート）

再商品化には次の3つの方法があります。

### 1. 「指定法人ルート」

指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、委託料を支払う方法。

### 2. 「自主回収ルート」

牛乳びんやビールびん・清酒びん等のリターナブル容器などを事業者自ら、又は委託して回収する方法。主務大臣の認定が必要。

### 3. 「独自ルート」

市町村が収集した容器包装ごみを引き受け、事業者自ら、又は再商品化事業者に委託して再商品化を行う方法。主務大臣の認定が必要。

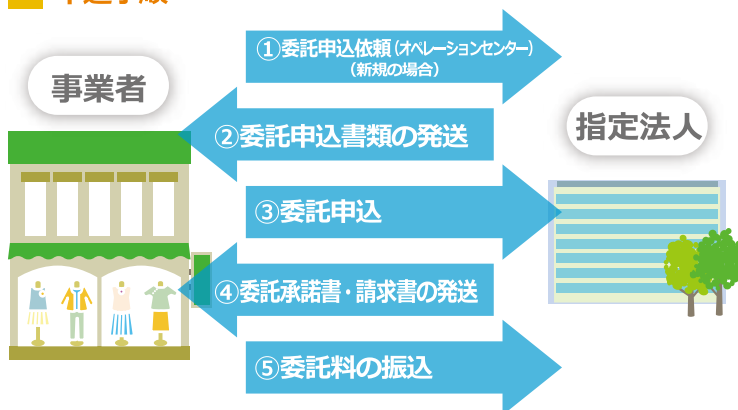
ここでは、主な方法である「指定法人ルート」について、申込方法を説明します。

## 指定法人への申込方法

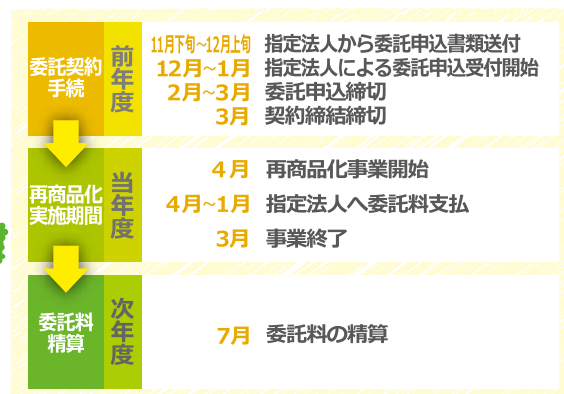
まずは指定法人のオペレーションセンターに委託申込を依頼してください。後日、指定法人から委託申込書類が届きます。なお、委託申込は毎年行う必要があります。一度委託申込を行うと、毎年11月下旬～12月上旬頃に指定法人から委託申込書類が届きますので、書類にもとづき委託申込を行ってください。

※委託申込は、オンラインにて手続きできます。オンライン手続きを利用することによって、事業者の皆様の利便性・操作性を高め、手続きの簡素化を実現しています（一例：オンライン手続きでは再商品化委託料金などが自動計算されます）。詳しくはオペレーションセンターにお問い合わせしてください。（以下問い合わせ先を参照）

### 申込手順



### 再商品化実施の流れ



## 問い合わせ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

オペレーションセンター

TEL: **03-5610-6261**

日本容器包装リサイクル協会

検索

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会URL

<http://www.jcpra.or.jp/>



# 再商品化費用の算出方法

## 支払うべき2つの再商品化費用

事業者は、「再商品化実施委託料」と「抛出委託料」の2つを支払わなければなりません。

「再商品化実施委託料」：事業者が再商品化義務を履行するために支払う費用

「抛出委託料」：再商品化費用の低減に貢献した市町村に支払う費用

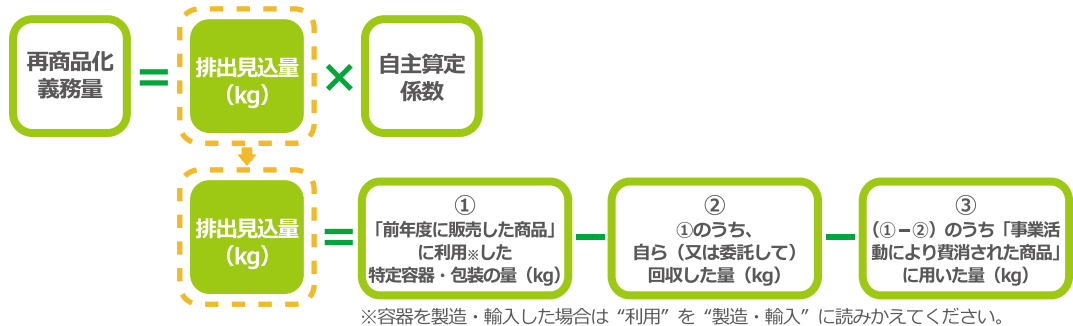
それぞれの委託料は、事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」に、それぞれの単価を乗じて算出します。

再商品化 実施委託料(円)	=	再商品化義務量 (kg)	×	実施委託単価 (円/kg)
※実施委託単価は、その再商品化コストから算出され、毎年度指定法人から示されます。				
抛出委託料(円)	=	再商品化委託申込量 (=再商品化義務量)(kg)	×	抛出委託単価 (円/kg)

## 再商品化義務量の算出方法

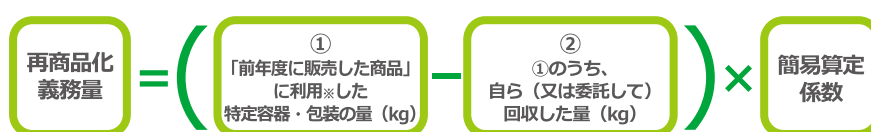
再商品化義務量は、事業者の前年度の家庭ごみへの排出量を基に算出します。具体的には、利用（製造等）したもの①から、自ら回収したもの②、事業活動により費消されたもの③を差し引いて、最終的に家庭から排出される廃棄物となった分①-②-③を排出見込量として、以下の式で算出します。

【自主算定方式】



自主算定が原則ですが、もし、事業活動により費消された量③の把握が困難な場合には、「簡易算定方式」で算出します。

【簡易算定方式】



【算定係数】

各年度の算定係数は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) の「特定事業者に関するデータ」に掲載されますのでご確認ください。サイト内検索欄に「再商品化義務量算定係数」と入力・検索すると該当ページが表示されます。

再商品化義務量算定係数

検索

## 委託料金の算出方法

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) の「特定事業者向け」の中の「再商品化委託料金の算出画面」にて、委託料金を算出することができますのでご利用ください。

サイト内検索欄に「再商品化委託料金の算出画面」と入力・検索すると該当ページが表示されます。

再商品化委託料金の算出画面

検索

# Q&A

Q

「入れ物持参」を提唱する販売業者が、利用者の求めに応じて、商品の販売時にその商品を入れるためのレジ袋などを有償で提供した場合に再商品化義務はありますか？

A

有償で提供される容器又は包装であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「容器包装」に該当することになり、再商品化義務はあります。

Q

小売事業者が容器包装が既に用いられた商品を仕入れてそのまま販売する者は特定事業者に該当しますか？

A

当該小売事業者が自ら用いた容器包装でないため、その当該商品については特定事業者にあたりません（国内の事業者から仕入れる場合）。ただし、

1. 販売時にレジ袋、包装紙等を用いた場合（当該容器包装自体が有償である場合を含む）
2. 店舗内のバックヤードでトレイやラップフィルムを用いた場合等

当該小売事業者が自ら用いた容器包装については、それらの容器包装の利用に対する再商品化義務を負います。

ただし、輸入された商品については、海外の事業者に再商品化義務を負わせることができないため、輸入事業者が利用と製造の両方の再商品化義務者となります。

Q

当社は、海外から紙製やプラスチック製の容器に入った商品を輸入し、販売時に傷まないように当社でさらにプラスチック製の包装で梱包して購入者へ送っています。この場合、海外で付された容器にも再商品化義務はありますか？

A

容器が付された商品を輸入することは、容器を利用および容器を製造する行為とみなされますので、貴社は容器利用事業者と容器の製造事業者として両方の再商品化義務を負います。ご質問の場合は、輸入された商品の容器と貴社で付した包装の両方が再商品化義務の対象となります。

Q

海外に商品を輸出し、国内では一切販売していない場合、再商品化義務は生じますか？

A

国内で一切販売をしていなければ再商品化の義務は生じません。国内でその商品の容器包装が廃棄されないからです。ただし、ご注意ください。帳簿記載の義務は負っていることです。帳簿は再商品化義務の有無を明確に示すものですので、再商品化の義務を負わない、ということが帳簿上示されていない限りなりません。決められた記載事項を記載例に従って帳簿の記入を行い、5年間保管してください。

さらに多くのQ&Aを確認したい場合には・・・

次の2つをご確認ください。

● **経済産業省パンフレット**

『容器包装リサイクル法 活かそう、「資源」に』

● **公益財団法人日本容器包装リサイクル協会**

**ホームページ Q&A集**（特定事業者向けQ&A）

経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)  
サイト内検索欄に「容器包装 パンフレット」と入力し検索すると該当ページが表示されます。

容器包装 パンフレット

検索

日本容器包装リサイクル協会

検索

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会URL  
<http://www.jcpra.or.jp/>

# 帳簿作成

## 帳簿作成の必要性 / 保管義務

再商品化義務を負う事業者は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器の量などについて記載し、事業年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存することが義務づけられています。

### 帳簿の記載例

業種区分	記載項目が異なります	
容器包装区分	特定再商品化事業者のケース	特定包装利用事業者のケース
特定容器(*)を用いた商品の名称 <small>(※1:品名、形状・色・重量の各欄を複数の商品に用いている場合には、それぞれ一つの欄にまとめて記載することは可)</small>	洗剤用ボトル	*容器を「包装」に
材料の構成・種類等	その他プラスチック	「この項省略」
①:特定容器1個当たりの重量(★注1) (g)	33	①:特定包装の入荷量(kg)
②:当該年度において特定容器(*)を用いた商品の販売個数 (個)	2,530,000	②:当該年度における特定容器の製造販売個数(個)
③:当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量 (①×②=③)(kg)	83,490	③:当該年度において販売した特定容器の量(kg)
特定容器(*)を用いた商品 を輸出した場合	④:その容器(*)の量(kg) 無し 輸出先(国及び企業等の名称)	④:輸出した量 同左 *用いたを「ふたれた」に *容器を「包装」に
⑤:日本国内に販売された商品に用いた特定容器(*)の量 ③-④=⑤(kg)	83,490	⑤:日本国内に販売された特定容器の量(kg)
⑥:⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 (kg)	無し	*容器を「包装」に
⑦:[⑤-⑥]のうち事業活動により、費消された量 (kg)	4,120	同左
⑦が算定できない場合	⑧:[⑤-⑥]から、事業活動により費消した特定容器の量を推定する際の量 (⑧=⑤-⑥)(kg) ⑨:事業係比率 (%) ⑩:100-事業係比率 (%)	*容器を「包装」に
⑪:容器包装廃棄物排出見込量 (⑧-⑨=⑪) 又は (⑧×⑩)(kg)	79,370	同左
⑫:算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数)(★注2)	0.40084	
再商品化義務量 (⑪×⑫)(kg)	31,815	
指定法人との委託契約に係る事項		
1.契約締結年月日 年 月 日	3.委託料金の支払期限 年 月 日	
2.予定委託数量 kg	4.委託料金の支払年月日 年 月 日	

★注1: 特定容器(又は包装)の1個(枚)当たりの重量は、複数の特定容器(又は包装)の重量を実測(おおむね10個(枚)以上)し、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合には、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

★注2: 算定係数は、各年度の係数を用いること。

## 帳簿作成に関する留意事項

- 容器包装を輸出した量についても帳簿の記載・保管義務はありますのでご注意ください。

## もっと詳しく知りたい場合には…

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) の「特定事業者向け」の中にある「帳簿の作成ガイドライン」にて、帳簿の作成手順や注意事項、帳簿の書式例(エクセルファイルダウンロード可能)を掲載しているので参考にしてください。

サイト内検索欄に「帳簿作成ガイドライン」と入力し検索すると該当ページが表示されます。

帳簿作成ガイドライン

検索

# 排出抑制の促進

## 対象となる事業者 (指定容器包装利用事業者)

次の9つの小売業を営む事業者(指定容器包装利用事業者)が対象となります。

- 各種商品小売業
- 繊維物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食品小売業
- 自動車部分品・附属品小売業
- 家具・じゅう器・機械器具小売業
- 医薬品・化粧品小売業
- 書籍・文房具小売業
- スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- たばこ・喫煙具専門小売業



主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合には、その事業について容器包装の使用の合理化の義務の対象者となります。  
【具体例】 ●主たる事業はホテル業であるが、ホテル内で各種商品小売業に属する事業を行っている場合  
●主たる事業は食品メーカーであるが、アンテナショップで飲食品小売業に属する事業を行っている場合

## 指定容器包装利用事業者の義務

### 1. 目標の設定

指定容器包装利用事業者の義務は、容器包装の使用の合理化を図るため、容器包装の使用原単位※の低減に関する目標を定めること(=目標設定)と、これを達成するための取組を計画的に行うこと(=容器包装の使用の合理化)が求められます。

$$\text{※} \left[ \text{使用原単位} \cdots \frac{\text{容器包装利用量}}{\text{売上高等の容器包装の利用と密接な関係を持つ値(売上高、客数等)}} \right]$$

### 2. 容器包装の使用の合理化

容器包装の使用の合理化のための取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進することが求められます。

#### 容器包装の使用の合理化の例

##### マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタルなどを行う。



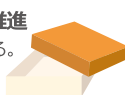
##### ポイント制度の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典を提供、またはポイント制の実施等。



##### 簡易包装化の推進

二重包装を控える。商品を部分的に包装する等。



##### 商品の量り売り

生鮮食品等の販売で、量り売りを行い、あらかじめ袋詰めすることを控えること等。



##### 声かけ

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうか、声かけの励行。



##### 容器包装の有料化

レジ袋を始めとして、消費者に提供される容器包装の有料化を実施。



##### 薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄くて軽いものを採用・調達。



##### 適切なサイズの容器包装の使用

大きめのサイズの容器包装の使用を控えて、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用。



### 3. 容器包装の使用の合理化に際して求められる取組

#### ●情報の提供

店頭において、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する情報を消費者に掲示すること、事業者自らの取組内容を記載した冊子等を配付すること、容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すこと等が求められます。

#### ●体制の整備等

容器包装の使用の合理化のための取組に関し、責任者を設置する等の体制の整備や、従業員への研修の実施等が求められます。

#### ●安全性等の配慮

容器包装の使用合理化を図る際には、容器包装の安全性及び機能性等に配慮することが求められます。

#### ●容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握することが求められます。

#### ●関係者との連携

取組を効果的に行うために、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮することが求められます。



## 定期報告義務について

指定容器包装利用事業者のうち、年間50トン以上の容器包装を使用する事業者は「容器包装多量利用事業者」となります。容器包装多量利用事業者は、毎年、容器包装の使用量や使用原単位、使用量を削減するために実施した取組等について報告が義務付けられ、取組が著しく不十分な場合には、勧告・公表・命令の措置を経て、罰則が科されることがあります。

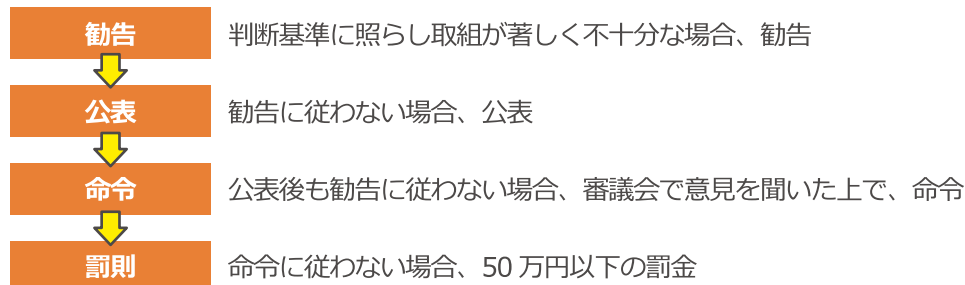
### 年間 50 トン以上の容器包装を使用する事業者（容器包装多量利用事業者）

#### 定期報告

毎年度、容器包装の使用量※、容器包装の使用原単位（及びその変化状況）、使用合理化のために実施した取組等に関する報告を義務付け

※自主回収されて一般廃棄物とされない量も含まれている。

#### 取組が著しく不十分な場合、主務大臣は勧告・公表・命令を行うことができる。



#### 【定期報告の提出方法】

提出方法	郵送その他指定の方法
提出時期	毎年度 6 月末日まで
提出先	事業所管省庁の地方支分部局の長 (例えば、経済産業省の場合には、各地方の経済産業局長となります。)

#### 【定期報告の提出先】

経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>) サイト内検索欄に「定期の報告の提出先について」と入力・検索すると、業種ごとの提出先が確認できます。

定期の報告の提出先について

検索

## 定期報告書の書き方

経済産業省のパンフレット（容器包装リサイクル法 排出抑制促進措置 小売業者対応マニュアル）にて書き方を細かく記載しているので参考にしてください。

経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/>)  
サイト内検索欄に「小売業者対応マニュアル」と入力・  
検索しパンフレットを選択すると該当ページが表示  
されます。

小売業者対応マニュアル

検索

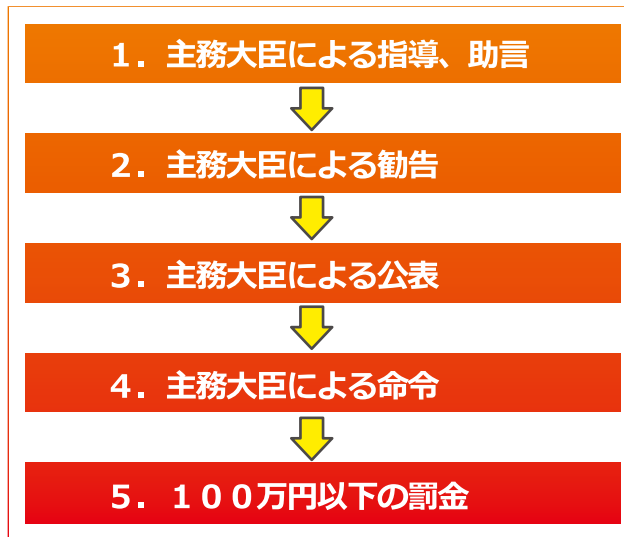
#### 経済産業省ホームページ マニュアル ダウンロード先 URL

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/d  
ata/pamphlet/pdf/youru\\_haisyutuyokusei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/d<br/>ata/pamphlet/pdf/youru_haisyutuyokusei.pdf)

# 義務を果たさない場合の罰則

## 罰則のプロセス

事業者が再商品化義務を果たさない場合、以下のプロセスを経て罰金が科されることがあります。会社名の公表・罰金の適用に加えて、再商品化委託費用の支払いも求められます。事業者としての義務を理解し、義務履行することが必要です。



## 罰則内容

再商品化義務を履行しなかった場合に加え、帳簿の記載・保存を行わなかった場合など、事業者が容器包装リサイクル法にもとづく義務を果たさない場合には、以下の罰則が科されることがあります。

特定事業者の行為	罰則
再商品化義務を履行しない場合 (指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰則が科されることがあります。)	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿の保存をしない場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を拒んだり、妨げたり、または忌避した場合	20万円以下の罰金
定期報告の内容等に基づく容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合 (指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科されることがあります。)	50万円以下の罰金
定期の報告を行わない・定期報告において虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金

容器包装多量利用事業者のみ該当

# その他関連法による事業者の 責務(識別表示)

## 識別表示の目的

識別マークの表示は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することを目的としています。

## 対象となる容器包装

飲料・酒類用のスチール缶やアルミ缶および飲料・酒類・特定調味料用の PET ボトル・プラスチック製容器包装と紙製容器包装への識別表示が義務化されています。

### 表示義務



**プラスチック製容器包装**  
(飲料、酒類、特定調味料用のPETボトルを除く)



**紙製容器包装**  
(飲料用紙パックでアルミ不使用のものおよび段ボール製容器包装を除く)



**PET**  
飲料、酒類、特定調味料用のPETボトル



**スチール**  
飲料・酒類用スチール缶



**アルミ**  
飲料・酒類用アルミ缶

### 自主的表示



**紙パック**  
(アルミ不使用)



**段ボール**

## 対象となる事業者

- 識別表示の義務を負う事業者は、容器の製造事業者、容器包装の製造を発注する事業者、容器包装を付した商品の輸入販売事業者となります。
- 小規模事業者も、再商品化義務の場合と違って、識別マーク表示義務が免除されていませんのでご注意ください。

## 識別表示についてもっと詳しく 知りたい場合には・・・

経済産業省のパンフレット（プラスチック製容器包装および紙製容器包装への識別表示の義務）にて詳細を記載しているので参考にしてください。

経済産業省ホームページ(<http://www.meti.go.jp/>)  
サイト内検索欄に「識別表示の義務」と入力し検索すると該当ページが表示されます。



## 問い合わせ先

清刷り、ガイドライン等	TEL	FAX	ホームページ
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-5893	03-5521-9018	<a href="http://www.pprc.gr.jp/">http://www.pprc.gr.jp/</a>
紙製容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-6191	03-3501-0203	<a href="http://www.kami-suisinkyo.org/">http://www.kami-suisinkyo.org/</a>
PET ボトルリサイクル推進協議会	03-3662-7591	03-5623-2885	<a href="http://www.petbottle-rec.gr.jp/">http://www.petbottle-rec.gr.jp/</a>
公益社団法人 食品容器環境美化協会 (スチール缶・アルミ缶)	03-5439-5121	03-5476-2883	<a href="http://www.kankyobika.or.jp/">http://www.kankyobika.or.jp/</a>
プラスチックの材質表示	TEL	FAX	ホームページ
日本プラスチック工業連盟	03-6661-6811	03-6661-6810	<a href="http://www.jpif.gr.jp/">http://www.jpif.gr.jp/</a>
自主的表示	TEL	FAX	ホームページ
飲料用紙容器リサイクル協議会	03-3264-3903	03-3261-9176	<a href="http://www.yokankyo.jp/InKami/">http://www.yokankyo.jp/InKami/</a>
段ボールリサイクル協議会	03-3248-4853	03-5550-2101	<a href="http://www.danrikyo.jp/">http://www.danrikyo.jp/</a>



# 経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

## 問い合わせ先

経済産業省	住所	TEL
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1	011-709-1754 (直通)
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4930 (直通)
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0292 (直通)
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2768 (直通)
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6018 (直通)
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5676 (直通)
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33	087-811-8534 (直通)
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 リサイクル推進課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-482-5472 (直通)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1757 (直通)
経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-4978 (直通)
	ホームページ	<a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a>

指定法人	住所・TEL
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2 階 コールセンター 03-5251-4870 ホームページ <a href="http://www.jcpra.or.jp/">http://www.jcpra.or.jp/</a>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用